

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 13 号)

改正 令和元年 12 月 27 日条例第 7 号

令和 5 年 1 月 10 日条例第 3 号

令和 6 年 8 月 26 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第 2 条 任命権者は、職員が法第 28 条第 1 項第 2 号の規定のほか、水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

(準用)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果については、筑後市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 41 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 10 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。